

青森県報

第三千四百六十三号

平成二十三年
十一月十一日
(金曜日)

目 次

告 示

登録販売者試験の施行	(医療薬務課)	一
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定	(同)	二

公 告

地域森林計画の案の縦覧	(林政課)	二
地域森林計画の変更案の縦覧	(同)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任	(西北地域 民局)	四
選挙管理委員会		

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	六
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	六

公営企業		
青森県立中央病院人工心肺装置システムの購入に係る一般競争入札	(病院 課局)	六

告 示

青森県告示第八百五十五号

平成二十四年登録販売者試験を次のとおり施行するので、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の四第二項の規定により公示する。

平成二十三年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成二十四年二月十二日（日）

2 場所

青森市大字横内字神田二一

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成二十三年十二月九日（金）から同月十五日（木）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、同月十五日（木）までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目一の

青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）及び青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

青森県告示第八百五十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人恩和会	社会福祉法人楽晴会	特定非営利活動法人こしよがわら恵鈴会	有限会社挑	社会福祉法人七峰会	有限会社ハベスト	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定期日
十和田市大字八斗沢字家ノ下三〇の一	三沢市大町二丁目六の二七	五所川原市字元町一の一の六	五所川原市字鎌谷町五二〇の四	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字小比内一丁目一の七	弘前市大字宮園二丁目八の一	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前市大字宮園二丁目八の一	障害福祉サービス	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前市大字富野一の七九	平成 三二・一・一
共同生活介護	同行援護	同行援護	同行援護	同行援護	同行援護	同行援護	名称	所在地	障害福祉サービスを行う所	名称	所在地	指定期日
グルーブホィムひばり野・ケアホィムぬくもり（二体型）	ホームステーション青空	訪問介護 鈴	訪問介護 あずましや	山郷館訪問介護センター	訪問介護のみどり	社会福祉協議会指定事業所	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前市大字富野一の七九	障害福祉サービスを行う所	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前市大字久保字西田九二の三	平成 三二・一・一
十和田市大字八斗沢字家ノ下三〇の一	三沢市栄町三丁目二五の一	五所川原市字元町一の一の六	五所川原市字鎌谷町五二〇の四	弘前市大字久保字西田九二の三	弘前市大字小比内一丁目一の七	弘前市大字宮園二丁目八の一	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前市大字富野一の七九	障害福祉サービスを行う所	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前市大字久保字西田九二の三	平成 三二・一・一
"	"	"	"	"	"	"	平成 三二・一・一	"	指定期日	"	"	"

社会福祉法人恩和会	十和田市大字八斗沢字家ノ下三〇の一	共同生活援助	グルーブホィムひばり野・ケアホィムぬくもり（二体型）	十和田市大字八斗沢字家ノ下三〇の一	"
-----------	-------------------	--------	----------------------------	-------------------	---

青森県告示第八百五十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十一条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期日
有限会社修清	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	夢の森相談支援センター	北津軽郡中泊町大字大沢内字海原二一三の二	平成 三二・一・一

公 告

地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、津軽森林計画区に係る平成二十四年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月十一日

一 縦覧場所
青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局

地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、
上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十三年十一月十二日から同年十二月十一日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、下北森林
計画区に係る平成二十一年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同
法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供
する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に
理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局
地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、
上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十三年十一月十二日から同年十二月十一日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、三八上北
森林計画区に係る平成二十二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、
同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に
供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に
理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局
地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、
上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十三年十一月十二日から同年十二月十一日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、東青森林
計画区に係る平成二十三年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同
法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供
する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に
理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局

地域農林水産部 三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部
上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十三年十一月十二日から同年十一月十一日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小田川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年十一月十一日

西北地域県民局長 石岡博文

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	鳴海 義男	五所川原市金木町嘉瀬雲雀野六六七の三〇〇	平成三三・〇・三就任
"	青山 恭一	北津軽郡中泊町大字尾別字湯島一二二の六	"
"	境谷 博顯	五所川原市大字一野坪字坪実八六の三	"
"	藤森 勝文	大字長富字鎧石二三五の四	"
"	松本 和春	大字下岩崎字尾花原五八	"
"	中西 清彦	金木町芦野三六五の三八四	"
"	岡田 一喜	" 喜良市中富田八の二	"
"	濱館 周一	北津軽郡中泊町大字中里字龜山四七七の	"
"	新岡 千寛	大字福浦字浦島四七	"
"	泉谷 信治	五所川原市金木町喜良市千苅一六七の九	"
"	吉岡 浩	大字川山字森内三四の三	"

理事	大川 新造	北津軽郡中泊町大字大沢内字二夕見四三六の一	"
棟方 兼夫	五所川原市金木町喜良市中富田三五	三三・一〇・三退任	"
松本 和春	大字下岩崎字尾花原五八	"	"
青山 恭一	北津軽郡中泊町大字尾別字湯島一二二の六	"	"
工藤 清治	" 大字中里字龜山六三一	"	"
境谷 博顯	五所川原市大字一野坪字坪実八六の三	"	"
小松 誠	北津軽郡中泊町大字大沢内字海原六〇	"	"
田中 賢一	五所川原市金木町蒔田桑元二六の一	"	"
藤森 勝文	大字長富字鎧石二三五の四	"	"
三瀉成太郎	金木町川倉七夕野八四の一三〇九	"	"
片山 英幸	大字川山字森内一三八の二	"	"
泉谷 信治	金木町喜良市千苅一六七の九	"	"
外崎 義春	北津軽郡中泊町大字八幡字八幡五二の二	"	"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の 名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所 所在地	届出 年月日

自由民主党青森 県上北郡第一支 部	蛸沢 正勝	松山 孝志	上北郡東北町字塔 ノ沢山九三の一	平成 二〇・〇・六
自由民主党青森 県五所川原市第 一支部	寺田 達也	白戸 幸一	五所川原市字布屋 町二六の一	平成 二〇・一〇・一八

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名 称	代表者 氏 名	会計責任 者氏名	主たる事務所 の所在地	届 出 年 月 日
大青会	奈良岡 大輔	阿部 慎一郎	青森市安方一の五 の一六	平成 二〇・一〇・三
平田博幸後援会	斉藤 恵一	木村 順一	南津軽郡藤崎町大 字葛野字前田六六 の一	平成 二〇・一〇・一八
佐々木弘文後援 会	三浦 良一	成田 光文	南津軽郡藤崎町大 字西豊田二の九の 六	平成 二〇・一〇・二四

青森県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年十一月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二條に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の 名 称	異動事項	新	旧	届 出 年 月 日
自由民主党青森 県ときわ会支部	主たる事務 所の所在地	青森市柳川一の三 の四	青森市篠田一の五 の一	平成 二〇・一〇・七

自由民主党五所 川原市支部	代表者 寺田 達也	吉岡 良浩	吉岡 浩	平成 二〇・一〇・三
日本共産党上十 三地区委員会	主たる事務 所の所在地	十和田市東四番町 七の三一	十和田市西一番町 一一の一二	平成 二〇・一〇・二四
自由民主党三厩 支部	会計責任者	浜谷 恭市	三浦 利弘	平成 二〇・一〇・二七

政党以外の政治団体

政治団体の 名 称	異動事項	新	旧	届 出 年 月 日
木村太郎後援会 連合会	会計責任者	信平 孝	小田桐 正高	平成 二〇・一〇・三
東北政経研究会	主たる事務 所の所在地	弘前市大字親方町 四三	南津軽郡藤崎町大 字藤崎字武元一九	平成 二〇・一〇・三
青森県民社協会	会計責任者	竹山 美虎	神 文雄	平成 二〇・一〇・一八
佐々木弘文後援 会	代表者	三浦 良一	成田 典正	平成 二〇・一〇・二四
佐々木弘文後援 会	主たる事務 所の所在地	南津軽郡藤崎町大 字西豊田二の九の 六	南津軽郡藤崎町大 字中島字中元三九 の一	平成 二〇・一〇・二四
佐々木弘文後援 会	代表者	村上 武	成田 実	平成 二〇・一〇・二四
佐々木弘文後援 会	代表者	三浦 良一	小杉 忠逸	平成 二〇・一〇・二四
佐々木弘文後援 会	主たる事務 所の所在地	南津軽郡藤崎町大 字西豊田二の九の 六	南津軽郡藤崎町大 字藤崎字村岡二三 の三	平成 二〇・一〇・二四
佐々木弘文後援 会	代表者	村上 武	三浦 良一	平成 二〇・一〇・二四
佐々木弘文後援 会	主たる事務 所の所在地	南津軽郡藤崎町大 字西豊田二の九の 六	南津軽郡藤崎町大 字藤崎字村岡三四 の四	平成 二〇・一〇・二四
佐々木弘文後援 会	代表者	三浦 良一	神山 省三	平成 二〇・一〇・二四

佐々木弘文後援会	代表者	三浦 良一	加川 雅人	二〇二四
	会計責任者	村上 武	野呂 健一	
主たる事務所の所在地		南津軽郡藤崎町大字西豊田二の九の六	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡三四	
会計責任者		村上 武	成田 實	

青森県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年十一月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党小泊支部	平成三〇・九・一三	平成三〇・一〇・二一

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
斉藤繁後援会	平成三〇・一〇・三	平成三〇・一〇・四
七戸正孝後援会	三〇・三・三	三〇・一〇・四
神文雄後援会	三〇・九・三〇	三〇・一〇・一六

神友会	三〇・一〇・一五	三〇・一〇・一八
佐々木弘文後援会	昭和六・二・三三	三〇・一〇・二四
佐々木弘文後援会	平成三〇・三・三三	三〇・一〇・二四
佐々木弘文後援会	七・二・三三	三〇・一〇・二四
佐々木弘文後援会	一七・二・三三	三〇・一〇・二四

青森県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年十一月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	届出年月日
神文雄（青森市議会議員）	神友会	神文雄	青森市港町二の二一九	平成三〇・一〇・一六

公 営 企 業

青森県立中央病院人工心肺装置システムの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年十一月十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書による。

人工心肺装置システム一式

二 納入期限、納入場所及び入札方法

入札説明書による。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目一の
青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七 七二六 八〇三七

2 入札書の提出期限

平成二十三年十二月二十一日 午前十時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所
青森市東造道二丁目一の

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

平成二十三年十二月二十一日 午前十時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第三百二十九条の規定による。

六 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

- (1) Artificial heart-Lung machines System.
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

2 Time limit for tender : 10:00 a.m. 21 December 2011

3 Contact point for the notice :
Supply Section
Management Division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi

Aomori city, Aomori 030-8553
Japan
Phone: 017-726-8037

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭